



早期経営改善計画を利用しましょう！！



早期経営改善計画とは...国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3を国が補助する制度です。

【こんな方におすすめ】

1. ここのところ、コロナ・原油価格の影響などで**資金繰りが心配**
2. ゼロゼロ融資を受けたが、**返済計画の見通しについて不安**
3. 今後の取組事項を**整理したい**のでアドバイスが欲しい
4. 負担額が1/3になるのであれば**早速計画を作りたい**
5. 計画を作って、しっかり**専門家のフォロー**を受けたい



【早期経営改善計画の特徴3つ】

1. 過去の資金繰り状況を分析し、今後の資金計画を策定すること
2. 自社の経営課題を把握し、具体的な行動計画を作成
3. 計画策定から1年後に、専門家によるフォローアップを受け、計画の進捗を確認

【支援枠・補助金額】

【通常枠】

計画策定支援費用2/3(上限15万円)

【経営者保証解除枠】

計画策定支援費用2/3(上限15万円)

金融機関交渉費用2/3(上限10万円)

通常枠で計画策定支援費用が21万円の場合、14万円の補助金、自己負担7万円となります。

【2022年4月からの変更点】

1. 経営者保証解除枠の新設

経営者保証に依存しない融資を促進するため、経営者保証の解除に向けた早期経営改善計画策定を支援対象に追加。経営改善計画においても、従来の金融支援を織り込んだ計画に追加して、計画完了後に経営者保証解除を目指す計画策定を支援対象に追加。

2. 2回目利用の特例(2022年中のみ)

基本的に一度しか利用できない制度ですが、新型コロナの影響・ウクライナ情勢・原油価格の高騰の影響を受けて業況が悪化した場合は2022年中は2回まで利用可能。

3. モニタリングの強化

従前の制度では、計画策定後1年を経過した最初の決算時に1度モニタリングを実施と定められていましたが、現行の制度では期中にもモニタリングが可能。

早期経営改善計画は認定支援機関と共に作成し金融機関に提出します。「申請をしたい」「詳細を確認したい」場合はアシシステム税理士法人スタッフまでお問い合わせください！



ASYSYSTEM

TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500

富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402

